

	<h1>鳥取県公報</h1>	令和3年3月30日（火） 号外第32号
		毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 条 例	鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例等の一部を改正する条例 (15) (障がい福祉課) . . . . . 4
	鳥取県軽費老人ホームに関する条例等の一部を改正する条例 (16) (長寿社会課) . . . . . 17
	鳥取県児童福祉施設に関する条例及び鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に 関する条例の一部を改正する条例 (17) (子ども発達支援課) . . . . . 41

## 公布された条例のあらまし

## ◇鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例等の一部を改正する条例

## 1 条例の改正理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

## 2 条例の概要

- (1) 居宅介護等及び重度障害者等包括支援を行う障害福祉サービス事業者は、サービスを提供するに当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き身体的拘束等を行ってはならないこととし、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様等を記録することとする。
- (2) 居宅介護等、短期入所、重度障害者等包括支援、就労定着支援及び自立生活援助を行う障害福祉サービス事業者並びに福祉ホームは、感染症等の健康被害が発生し、又はまん延しないように、衛生上及び健康管理上必要な措置を講ずることとする。
- (3) 療養介護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援助を行う障害福祉サービス事業者、障害者支援施設並びに地域活動支援センター及び福祉ホーム（以下「地域活動支援センター等」という。）は、非常災害対策に係る訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めることとする。
- (4) 福祉ホームは、非常災害対策に関する具体的な計画を定めるものとし、その計画を実行できるよう利用者及びその家族並びに従業者に周知し、定期的に訓練することとし、非常災害対策に係る訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めることとする。
- (5) 障害福祉サービス事業者、障害者支援施設及び地域活動支援センター等は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対してサービスを継続的に提供し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置等を講ずることとする。
- (6) その他所要の規定の整備を行う。
- (7) 施行期日等
  - ア 施行期日は、令和3年4月1日とする。
  - イ 所要の経過措置を講ずる。

## ◇鳥取県軽費老人ホームに関する条例等の一部を改正する条例

## 1 条例の改正理由

軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

## 2 条例の概要

- (1) 軽費老人ホーム、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業者、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院及び指定介護療養型医療施設（以下「軽費老人ホーム等」という。）は、入所者等の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員等に対し、研修の実施その他必要な措置を講じなければならないこととする。
- (2) 指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業者、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院及び指定介護療養型医療施設は、サービスを提供するに当たっては、介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならないこととする。
- (3) 指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院及び指定介護療養型医療施設（病院に限る。）にあっては、栄養士又は管理栄養士（現行 栄養士）を置かなければならないこととする。
- (4) 軽費老人ホーム、指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業者、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院及び指定介護療養型医療施設がサービスの提供を開始するときに入所申込者等に交付する書面の記載事項及び規程において定めるべき事項として、虐待の防止のための措置に関する事項を加える。

- (5) 養護老人ホーム及び特別養護老人ホームが規程において定めるべき事項として、虐待の防止のための措置に関する事項を加える。
- (6) 訪問介護、訪問入浴介護若しくは介護予防訪問入浴介護、訪問看護若しくは介護予防訪問看護、訪問リハビリテーション若しくは介護予防訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導若しくは介護予防居宅療養管理指導、福祉用具貸与若しくは介護予防福祉用具貸与又は特定福祉用具販売若しくは特定介護予防福祉用具販売を行う指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者は、感染症その他の規則で定める健康被害が発生し、又はまん延しないように、衛生上及び健康管理上必要な措置を講ずることとする。
- (7) 軽費老人ホーム、養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホーム、通所介護、通所リハビリテーション若しくは介護予防通所リハビリテーション、短期入所生活介護若しくは介護予防短期入所生活介護、短期入所療養介護若しくは介護予防短期入所療養介護又は特定施設入居者生活介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護を行う指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設若しくは介護医療院並びに指定介護療養型医療施設は、非常災害対策に係る訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めることとする。
- (8) 軽費老人ホーム等は、感染症又は非常災害の発生時において、入所者等に対してサービスを継続的に提供し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置等を講ずることとする。
- (9) 施行期日等
  - ア 施行期日は、令和3年4月1日とする。
  - イ 所要の経過措置を講ずる。

◇鳥取県児童福祉施設に関する条例及び鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設、福祉型児童発達支援センター、医療型児童発達支援センター、指定児童発達支援事業者、指定医療型児童発達支援事業者、指定放課後等デイサービス事業者、指定福祉型障害児入所施設及び指定医療型障害児入所施設（以下「福祉型障害児入所施設等」という。）は、非常災害対策に係る訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めることとする。
- (2) 福祉型障害児入所施設等、指定居宅訪問型児童発達支援事業者及び指定保育所等訪問支援事業者は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者等に対してサービスを継続的に提供し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置等を講ずることとする。
- (3) 福祉型児童発達支援センター、指定児童発達支援事業者及び指定放課後等デイサービス事業者は、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合は、規則で定める場合を除き、看護職員を置くこととする。
- (4) 指定児童発達支援事業者（児童発達支援センターを除く。）及び指定放課後等デイサービス事業者は、児童指導員又は保育士（現行 児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者）を置くこととする。
- (5) 施行期日等
  - ア 施行期日は、令和3年4月1日とする。
  - イ 所要の経過措置を講ずる。

# 条 例

鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県条例第15号

鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例等の一部を改正する条例

(鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例の一部改正)

第1条 鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例（平成24年鳥取県条例第71号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表第1（第6条関係）		別表第1（第6条関係）	
区分	指定基準	区分	指定基準
略		略	
サー ビス の 提 供	<p>1・2 略</p> <p><u>3 利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わないこと。また、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、利用者の心身の状況並びに身体的拘束等が必要な理由その他必要な事項を記録すること。</u></p> <p><u>4 感染症その他の規則で定める健康被害が発生し、又はまん延しないように、衛生上及び健康管理上必要な措置を講ずること。</u></p> <p>5 略</p> <p><u>6 感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対してサービスを継続的に提供し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること。また、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施すること。なお、業務継続計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。</u></p> <p>7 略</p>	<p>1・2 略</p> <p>3 略</p> <p>4 略</p>	

8 略		
略		
別表第2 (第8条関係)		
区分	最低基準	指定基準
略		
サ ー ビ ス の 提 供	1 略	略
	2 利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。また、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、利用者の心身の状況並びに身体的拘束等が必要な理由その他必要な事項を記録すること。	
	3・4 略	
	5 非常災害対策は、非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めるとともに、その計画を実行できるよう利用者及びその家族並びに従業者に周知し、定期的に訓練すること。 <u>また、訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めること。</u>	
	6 <u>業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること。また、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的</u> <u>に実施すること。なお、業務継続計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うこ</u>	

5 略		
略		
別表第2 (第8条関係)		
区分	最低基準	指定基準
略		
サ ー ビ ス の 提 供	1 略	略
	2 利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、 <u>利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わないこと。</u> また、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、利用者の心身の状況並びに身体的拘束等が必要な理由その他必要な事項を記録すること。	
	3・4 略	
	5 非常災害対策は、非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めるとともに、その計画を実行できるよう利用者及びその家族並びに従業者に周知し、定期的に訓練すること。	

	<u>と。</u> 7 略	
略		

別表第3 (第10条関係)

区分	最低基準	指定基準
略		
サー ビス の 提 供	1～4 略 5 非常災害対策は、非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めるとともに、その計画を実行できるよう利用者及びその家族並びに従業者に周知し、定期的に訓練すること。 <u>また、訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めること。</u> 6 <u>業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること。また、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施すること。なお、業務継続計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。</u> 7 略	略
略		

別表第4 (第12条関係)

区分	指定基準
略	
サー ビス の 提 供	1～3 略 4 <u>感染症その他の規則で定める健康被害が発生し、又はまん延しないように、衛生上及び健康管理上必要な措置を講ずること。</u> 5 略 6 略

	6 略	
略		

別表第3 (第10条関係)

区分	最低基準	指定基準
略		
サー ビス の 提 供	1～4 略 5 非常災害対策は、非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めるとともに、その計画を実行できるよう利用者及びその家族並びに従業者に周知し、定期的に訓練すること。 6 略	略
略		

別表第4 (第12条関係)

区分	指定基準
略	
サー ビス の 提 供	1～3 略 4 略 5 略

	<p><u>7</u> 非常災害対策は、非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めるとともに、その計画を実行できるよう利用者及びその家族並びに従業者に周知し、定期的に訓練すること。<u>また、訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めること。</u></p> <p><u>8</u> 業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること。また、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、<u>必要な研修及び訓練を定期的実施すること。なお、業務継続計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。</u></p> <p><u>9</u> 略</p>
略	

	<p><u>6</u> 非常災害対策は、非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めるとともに、その計画を実行できるよう利用者及びその家族並びに従業者に周知し、定期的に訓練すること。</p> <p><u>7</u> 略</p>
略	

別表第5（第14条関係）

区分	指定基準
略	
サー ビス の 提 供	<p>1・2 略</p> <p><u>3</u> <u>利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。また、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、利用者の心身の状況並びに身体的拘束等が必要な理由その他必要な事項を記録すること。</u></p> <p><u>4</u> <u>感染症その他の規則で定める健康被害が発生し、又はまん延しないように、衛生上及び健康管理上必要な措置を講ずること。</u></p> <p><u>5</u> 略</p> <p><u>6</u> 業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること。また、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、<u>必要な研修及び訓練を定期的実施すること。なお、業務継続計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。</u></p>

別表第5（第14条関係）

区分	指定基準
略	
サー ビス の 提 供	<p>1・2 略</p> <p><u>3</u> 略</p>

	<u>7</u> 略
	<u>8</u> 略
略	

別表第6 (第16条関係)

区分	最低基準	指定基準
略		
サー ビス の 提 供	<p>1～4 略</p> <p>5 非常災害対策は、非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めるとともに、その計画を実行できるよう利用者及びその家族並びに従業者に周知し、定期的に訓練すること。<u>また、訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めること。</u></p> <p>6 <u>業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること。また、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施すること。なお、業務継続計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。</u></p> <p><u>7</u> 略</p>	略
略		

別表第7 (第18条関係)

区分	最低基準	指定基準
従 業 者 の 配 置	<p>1～3 略</p> <p>4 サービス管理責任者のうち1人以上は、常勤の者であること。</p>	
略		
サー ビス	<p>1・2 略</p> <p>3 感染症その他の規則で</p>	略

	<u>4</u> 略
	<u>5</u> 略
略	

別表第6 (第16条関係)

区分	最低基準	指定基準
略		
サー ビス の 提 供	<p>1～4 略</p> <p>5 非常災害対策は、非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めるとともに、その計画を実行できるよう利用者及びその家族並びに従業者に周知し、定期的に訓練すること。</p> <p><u>6</u> 略</p>	略
略		

別表第7 (第18条関係)

区分	最低基準	指定基準
従 業 者 の 配 置	<p>1～3 略</p> <p>4 <u>就労支援員及びサービス管理責任者のうちそれぞれ1人以上は、常勤の者であること。</u></p>	
略		
サー ビス	<p>1・2 略</p> <p>3 感染症その他の規則で</p>	略

の 提 供	<p>定める健康被害が発生し、又はまん延しないように、衛生上及び健康管理上必要な措置を講ずること。</p> <p>4 略</p> <p>5 非常災害対策は、非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めるとともに、その計画を実行できるよう利用者及びその家族並びに従業者に周知し、定期的に訓練すること。また、<u>訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めること。</u></p> <p>6 <u>業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること。また、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施すること。なお、業務継続計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。</u></p> <p>7 略</p>
略	

別表第8 (第20条関係)

区分	最低基準	指定基準
略		
サー ビス の 提 供	<p>1～4 略</p> <p>5 非常災害対策は、非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めるとともに、その計画を実行できるよう利用者及びその家族並びに従業者に周知し、定期的に訓練する</p>	略

の 提 供	<p>定める健康被害が発生し、又はまん延をしないように、衛生上及び健康管理上必要な措置を講ずること。</p> <p>4 略</p> <p>5 非常災害対策は、非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めるとともに、その計画を実行できるよう利用者及びその家族並びに従業者に周知し、定期的に訓練すること。</p> <p>6 略</p>
略	

別表第8 (第20条関係)

区分	最低基準	指定基準
略		
サー ビス の 提 供	<p>1～4 略</p> <p>5 非常災害対策は、非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めるとともに、その計画を実行できるよう利用者及びその家族並びに従業者に周知し、定期的に訓練する</p>	略

	<p>こと。また、<u>訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めること。</u></p> <p><u>6 業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること。また、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施すること。なお、業務継続計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。</u></p> <p><u>7 略</u></p>
略	

	<p>こと。</p> <p><u>6 略</u></p>
略	

別表第9（第22条関係）

区分	指定基準
略	
サービスの提供	<p>1・2 略</p> <p><u>3 感染症その他の規則で定める健康被害が発生し、又はまん延しないように、衛生上及び健康管理上必要な措置を講ずること。</u></p> <p><u>4 略</u></p> <p><u>5 業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること。また、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施すること。なお、業務継続計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。</u></p> <p><u>6 略</u></p> <p><u>7 略</u></p>
略	

別表第9（第22条関係）

区分	指定基準
略	
サービスの提供	<p>1・2 略</p> <p><u>3 略</u></p> <p><u>4 略</u></p> <p><u>5 略</u></p>
略	

別表第10（第24条関係）

区分	指定基準
略	
サービスの提供	<p>1・2 略</p> <p><u>3 感染症その他の規則で定める健康</u></p>

別表第10（第24条関係）

区分	指定基準
略	
サービスの提供	1・2 略

<p>の 提 供</p> <p><u>被害が発生し、又はまん延しないよ うに、衛生上及び健康管理上必要な 措置を講ずること。</u></p> <p><u>4 略</u></p> <p><u>5 業務継続計画を策定し、当該業務 継続計画に従い必要な措置を講ずる こと。また、従業者に対し、業務継 続計画について周知するとともに、 必要な研修及び訓練を定期的を実施 すること。なお、業務継続計画は定 期的に見直しを行い、必要に応じて 変更を行うこと。</u></p> <p><u>6 略</u></p> <p><u>7 略</u></p> <p>略</p>	<p>の 提 供</p> <p><u>3 略</u></p> <p><u>4 略</u></p> <p><u>5 略</u></p> <p>略</p>																
<p>別表第11（第26条関係）</p>																	
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区分</th> <th>指定基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>サ ー ビ ス の 提 供</td> <td> <p>1～6 略</p> <p>7 非常災害対策は、非常災害時の情 報の収集、連絡体制、避難等に関す る具体的な計画を定めるとともに、 その計画を実行できるよう利用者及 びその家族並びに従業者に周知し、 定期的訓練すること。<u>また、訓練 の実施に当たっては、地域住民の参 加が得られるよう連携に努めるこ と。</u></p> <p><u>8 業務継続計画を策定し、当該業務 継続計画に従い必要な措置を講ずる こと。また、従業者に対し、業務継 続計画について周知するとともに、 必要な研修及び訓練を定期的実施 すること。なお、業務継続計画は定 期的に見直しを行い、必要に応じて 変更を行うこと。</u></p> <p><u>9 略</u></p> </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	区分	指定基準	略		サ ー ビ ス の 提 供	<p>1～6 略</p> <p>7 非常災害対策は、非常災害時の情 報の収集、連絡体制、避難等に関す る具体的な計画を定めるとともに、 その計画を実行できるよう利用者及 びその家族並びに従業者に周知し、 定期的訓練すること。<u>また、訓練 の実施に当たっては、地域住民の参 加が得られるよう連携に努めるこ と。</u></p> <p><u>8 業務継続計画を策定し、当該業務 継続計画に従い必要な措置を講ずる こと。また、従業者に対し、業務継 続計画について周知するとともに、 必要な研修及び訓練を定期的実施 すること。なお、業務継続計画は定 期的に見直しを行い、必要に応じて 変更を行うこと。</u></p> <p><u>9 略</u></p>	略		<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区分</th> <th>指定基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>サ ー ビ ス の 提 供</td> <td> <p>1～6 略</p> <p>7 非常災害対策は、非常災害時の情 報の収集、連絡体制、避難等に関す る具体的な計画を定めるとともに、 その計画を実行できるよう利用者及 びその家族並びに従業者に周知し、 定期的訓練すること。</p> <p><u>8 略</u></p> </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	区分	指定基準	略		サ ー ビ ス の 提 供	<p>1～6 略</p> <p>7 非常災害対策は、非常災害時の情 報の収集、連絡体制、避難等に関す る具体的な計画を定めるとともに、 その計画を実行できるよう利用者及 びその家族並びに従業者に周知し、 定期的訓練すること。</p> <p><u>8 略</u></p>	略	
区分	指定基準																
略																	
サ ー ビ ス の 提 供	<p>1～6 略</p> <p>7 非常災害対策は、非常災害時の情 報の収集、連絡体制、避難等に関す る具体的な計画を定めるとともに、 その計画を実行できるよう利用者及 びその家族並びに従業者に周知し、 定期的訓練すること。<u>また、訓練 の実施に当たっては、地域住民の参 加が得られるよう連携に努めるこ と。</u></p> <p><u>8 業務継続計画を策定し、当該業務 継続計画に従い必要な措置を講ずる こと。また、従業者に対し、業務継 続計画について周知するとともに、 必要な研修及び訓練を定期的実施 すること。なお、業務継続計画は定 期的に見直しを行い、必要に応じて 変更を行うこと。</u></p> <p><u>9 略</u></p>																
略																	
区分	指定基準																
略																	
サ ー ビ ス の 提 供	<p>1～6 略</p> <p>7 非常災害対策は、非常災害時の情 報の収集、連絡体制、避難等に関す る具体的な計画を定めるとともに、 その計画を実行できるよう利用者及 びその家族並びに従業者に周知し、 定期的訓練すること。</p> <p><u>8 略</u></p>																
略																	

（鳥取県障害者支援施設に関する条例の一部改正）

第2条 鳥取県障害者支援施設に関する条例（平成24年鳥取県条例第72号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

別表（第5条関係）			別表（第5条関係）		
区分	最低基準	指定基準	区分	最低基準	指定基準
略			略		
サー ビス の 提 供	1～4 略 5 非常災害対策は、非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めるものとし、その計画を実行できるように利用者及び <u>その家族並びに従業者に周知し、定期的に訓練を行うこと。また、訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めること。</u> 6 <u>感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対してサービスを継続的に提供し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること。また、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施すること。なお、業務継続計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。</u> 7 略 8 略	略	サー ビス の 提 供	1～4 略 5 非常災害対策は、非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めるものとし、その計画を実行できるように利用者及び従業者に周知し、定期的に訓練を行うこと。 6 略 7 略	略
略			略		

（鳥取県地域活動支援センター及び福祉ホームに関する条例の一部改正）

第3条 鳥取県地域活動支援センター及び福祉ホームに関する条例（平成24年鳥取県条例第73号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表第1（第4条関係）	別表第1（第4条関係）

区分	基準	区分	基準
略		略	
設備	<p>1 <u>利用者</u>が創作的活動又は生産活動及び社会との交流を行うために必要な設備、備品等を備えた部屋並びに<u>利用者</u>の特性に応じた便所を設けること。ただし、利用者の支援に支障がない場合として規則で定める場合にあつては、この限りでない。</p> <p>2・3 略</p>	設備	<p>1 <u>障害者等</u>が創作的活動又は生産活動及び社会との交流を行うために必要な設備、備品等を備えた部屋並びに<u>障害者等</u>の特性に応じた便所を設けること。ただし、利用者の支援に支障がない場合として規則で定める場合にあつては、この限りでない。</p> <p>2・3 略</p>
サービスの提供	<p>1 略</p> <p>2 <u>利用者</u>の人権を守り、虐待の発生を防止するため、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年法律第79号)第15条の規定に従い、従業員に対する研修の実施、責任者の設置その他の措置を講ずること。</p> <p>3 <u>利用者</u>に生産活動の機会を提供する場合は、作業時間、作業量等がその者に過度な負担とならないよう配慮すること。また、生産活動による収入から必要経費を控除した額に相当する工賃を支払うこと。</p> <p>4 感染症その他の規則で定める健康被害が発生し、又はまん延しないように、衛生上及び健康管理上必要な措置を講ずること。</p> <p>5 次に掲げる事項を記載した運営規程を定め、施設に備え置くこと。 (1)～(3) 略 (4) <u>利用者</u>に対して提供するサービスの内容並びに利用者等が支払う費用の種類及びその額 (5)～(8) 略</p> <p>6 非常災害対策は、非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めるものとし、その計画を実行できるよう<u>利用者</u>及びその家族並びに従業者に周知し、定期的に訓練すること。また、訓練の実施に当たっては、<u>地域住民の参加</u>が得られるよう連携に努めること。</p> <p>7 感染症又は非常災害の発生時にお</p>	サービスの提供	<p>1 略</p> <p>2 <u>障害者等</u>の人権を守り、虐待の発生を防止するため、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年法律第79号)第15条の規定に従い、従業員に対する研修の実施、責任者の設置その他の措置を講ずること。</p> <p>3 <u>障害者等</u>に生産活動の機会を提供する場合は、作業時間、作業量等がその者に過度な負担とならないよう配慮すること。また、生産活動による収入から必要経費を控除した額に相当する工賃を支払うこと。</p> <p>4 感染症その他の規則で定める健康被害の発生を防止するために衛生上及び健康管理上必要な措置を講ずること。</p> <p>5 次に掲げる事項を記載した運営規程を定め、施設に備え置くこと。 (1)～(3) 略 (4) <u>障害者等</u>に対して提供するサービスの内容並びに利用者等が支払う費用の種類及びその額 (5)～(8) 略</p> <p>6 非常災害対策は、非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めるものとし、その計画を実行できるよう<u>障害者等</u>及びその家族並びに従業員に周知し、定期的に訓練すること。</p>

<p>いて、利用者に対してサービスを継続的に提供し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること。また、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施すること。なお、業務継続計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。</p> <p>8 略 9 略</p>	<p>7 略 8 略</p>
略	略
<p>事 故 等 へ の 対 応</p> <p>1 従業員及び従業員であった者が、利用者又はその家族の個人情報を漏らさないようにするために必要な措置を講ずること。</p> <p>2 利用者の負傷、個人情報の漏えいその他の事故が発生した場合は、直ちに県、市町村及び家族に連絡するとともに、当該事故の状況及び事故に際して採った措置を記録すること。</p> <p>3 利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、サービス等に関する苦情を受ける窓口の設置その他の措置を講ずること。</p> <p>4・5 略</p>	<p>事 故 等 へ の 対 応</p> <p>1 従業員及び従業員であった者が、<u>障害者等</u>又はその家族の個人情報を漏らさないようにするために必要な措置を講ずること。</p> <p>2 <u>障害者等</u>の負傷、個人情報の漏えいその他の事故が発生した場合は、直ちに県、市町村及び家族に連絡するとともに、当該事故の状況及び事故に際して採った措置を記録すること。</p> <p>3 <u>障害者等</u>又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、サービス等に関する苦情を受ける窓口の設置その他の措置を講ずること。</p> <p>4・5 略</p>

別表第2（第6条関係）

区分	基準
略	
設備	<p>1 次に掲げる設備を設けること。ただし、利用者の支援に支障がない場合として規則で定める場合にあつては、この限りでない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>利用者</u>の特性に応じた浴室及び便所</p> <p>(3) <u>利用者</u>が娯楽、団らん、集会等のために共用する部屋で、利用定員に応じて適当な広さを有するもの</p> <p>(4) 略</p>

別表第2（第6条関係）

区分	基準
略	
設備	<p>1 次に掲げる設備を設けること。ただし、利用者の支援に支障がない場合として規則で定める場合にあつては、この限りでない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>障害者</u>の特性に応じた浴室及び便所</p> <p>(3) <u>障害者</u>が娯楽、団らん、集会等のために共用する部屋で、利用定員に応じて適当な広さを有するもの</p> <p>(4) 略</p>

<p>サー ビス の 提 供</p>	<p>2～4 略</p> <p>1 <u>利用者</u>の人権を守り、虐待の発生を防止するため、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律第15条の規定に従い、従業員に対する研修の実施、責任者の設置その他の措置を講ずること。</p> <p>2 <u>感染症その他の規則で定める健康被害が発生し、又はまん延しないように、衛生上及び健康管理上必要な措置を講ずること。</u></p> <p>3 <u>非常災害対策は、非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めるものとし、その計画を実行できるよう利用者及びその家族並びに従業者に周知し、定期的に訓練すること。また、訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めること。</u></p> <p>4 <u>業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること。また、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施すること。なお、業務継続計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。</u></p> <p>5 略</p>		<p>2～4 略</p> <p>サー ビス の 提 供</p> <p>1 <u>障害者</u>の人権を守り、虐待の発生を防止するため、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律第15条の規定に従い、従業員に対する研修の実施、責任者の設置その他の措置を講ずること。</p> <p>2 略</p>
------------------------------------	--	--	--

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和6年3月31日までの間、第1条の規定による改正後の鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例別表第1サービスの提供の項第6号、別表第2サービスの提供の項第6号、別表第3サービスの提供の項第6号、別表第4サービスの提供の項第8号、別表第5サービスの提供の項第6号、別表第6サービスの提供の項第6号、別表第7サービスの提供の項第6号、別表第8サービスの提供の項第6号、別表第9サービスの提供の項第5号、別表第10サービスの提供の項第5号及び別表第11サービスの提供の項第8号の規定の適用については、これらの規定中「講ずること」とあるのは「講ずるよう努めること」と、「実施すること」とあるのは「実施するよう努めること」と、「行うこと」とあるのは「行うよう努めること」とする。

(鳥取県障害者支援施設に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

3 施行日から令和6年3月31日までの間、第2条の規定による改正後の鳥取県障害者支援施設に関する条例別表サービスの提供の項第6号の規定の適用については、同号中「講ずること」とあるのは「講ずるよう努める

こと」と、「実施すること」とあるのは「実施するよう努めること」と、「行うこと」とあるのは「行うよう努めること」とする。

(鳥取県地域活動支援センター及び福祉ホームに関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 4 施行日から令和6年3月31日までの間、第3条の規定による改正後の鳥取県地域活動支援センター及び福祉ホームに関する条例別表第1サービスの提供の項第7号及び別表第2サービスの提供の項第4号の規定の適用については、これらの規定中「講ずること」とあるのは「講ずるよう努めること」と、「実施すること」とあるのは「実施するよう努めること」と、「行うこと」とあるのは「行うよう努めること」とする。

鳥取県軽費老人ホームに関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県条例第16号**

鳥取県軽費老人ホームに関する条例等の一部を改正する条例

(鳥取県軽費老人ホームに関する条例の一部改正)

第1条 鳥取県軽費老人ホームに関する条例(平成24年鳥取県条例第74号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
(基本方針)		(基本方針)	
第2条 略		第2条 略	
2・3 略		2・3 略	
4 <u>軽費老人ホームは、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修の実施その他必要な措置を講じなければならない。</u>		4 略	
5 略		4 略	
別表(第3条、附則第2項関係)		別表(第3条、附則第2項関係)	
区分	基準	区分	基準
略		略	
入所及び退所	1 サービスの提供を開始するときは、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付して説明を行い、サービスの提供に関する契約を文書により締結すること。また、当該契約には、入所者の権利を不当に狭めるような契約解除の条件を定め ないこと。 (1)～(6) 略 <u>(7) 虐待の防止のための措置に関する事項</u> (8) 略 (9) 略 2・3 略	入所及び退所	1 サービスの提供を開始するときは、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付して説明を行い、サービスの提供に関する契約を文書により締結すること。また、当該契約には、入所者の権利を不当に狭めるような契約解除の条件を定め ないこと。 (1)～(6) 略 <u>(7) 略</u> <u>(8) 略</u> 2・3 略
サービスの提供	1～3 略 4 入所及び退所の項第1号(1)から <u>(7)</u> までに掲げる事項その他施設の運営に関する重要事項に関する規程を定めること。 5 略	サービスの提供	1～3 略 4 入所及び退所の項第1号(1)から <u>(6)</u> までに掲げる事項その他施設の運営に関する重要事項に関する規程を定めること。 5 略

<p>6 非常災害対策は、非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めるものとし、その計画を実行できるよう入所者及び職員に周知し、定期的に訓練を行うこと。 <u>また、訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めること。</u></p> <p>7 略</p> <p>8 <u>感染症又は非常災害の発生時において、入所者に対してサービスを継続的に提供し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること。また、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施すること。なお、業務継続計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。</u></p> <p>9 略</p> <p>10 略</p> <p>略</p>	<p>6 非常災害対策は、非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めるものとし、その計画を実行できるよう入所者及び職員に周知し、定期的に訓練を行うこと。</p> <p>7 略</p> <p>8 略</p> <p>9 略</p> <p>略</p>
--	--

(鳥取県養護老人ホーム及び特別養護老人ホームに関する条例の一部改正)

第2条 鳥取県養護老人ホーム及び特別養護老人ホームに関する条例（平成24年鳥取県条例第75号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(養護老人ホームの基本方針)</p> <p>第3条 養護老人ホームの基本方針は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修の実施その他必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>(4) 略</p> <p>(特別養護老人ホームの基本方針)</p>	<p>(養護老人ホームの基本方針)</p> <p>第3条 養護老人ホームの基本方針は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(特別養護老人ホームの基本方針)</p>

第5条 特別養護老人ホームの基本方針は、次のとおりとする。

(1)・(2) 略

(3) 入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修の実施その他必要な措置を講じなければならない。

(4) 略

2 略

(特別養護老人ホームの基準)

第6条 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準は、鳥取県介護保険施設に関する条例（平成24年鳥取県条例第77号）別表第1従業者の配置の項（第1号(8)及び第3号を除く。）、設備の項、入所の項第2号、施設サービス計画の項第1号及び第6号、サービスの提供の項第2号、第3号、第5号及び第7号から第10号まで、記録の作成及び保存の項並びに事故等への対応の項（第2号、第6号及び第9号を除く。）（同条例附則第2条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）のとおりとする。

2 略

別表（第4条関係）

区分	基準
略	
サービスの提供	1・2 略 3 次に掲げる事項に関する規程を定めること。 (1)～(6) 略 (7) <u>虐待の防止のための措置に関する事項</u> (8) 略 4 非常災害対策は、非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めるものとし、その計画を実行できるよう入所者及び職員に周知し、定期的に訓練を行うこと。 <u>また、訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めること。</u> 5 <u>感染症又は非常災害の発生時において、入所者に対してサービスを継続的に提供し、及び非常時の体制で早期の</u>

第5条 特別養護老人ホームの基本方針は、次のとおりとする。

(1)・(2) 略

(3) 略

2 略

(特別養護老人ホームの基準)

第6条 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準は、鳥取県介護保険施設に関する条例（平成24年鳥取県条例第77号）別表第1従業者の配置の項（第1号(8)及び第3号を除く。）、設備の項、入所の項第2号、施設サービス計画の項第1号及び第6号、サービスの提供の項第2号、第3号、第5号及び第7号から第9号まで、記録の作成及び保存の項並びに事故等への対応の項（第2号、第6号及び第9号を除く。）（同条例附則第2条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）のとおりとする。

2 略

別表（第4条関係）

区分	基準
略	
サービスの提供	1・2 略 3 次に掲げる事項に関する規程を定めること。 (1)～(6) 略 (7) 略 4 非常災害対策は、非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めるものとし、その計画を実行できるよう入所者及び職員に周知し、定期的に訓練を行うこと。

<p>業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること。また、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施すること。なお、業務継続計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。</p> <p><u>6</u> 略 <u>7</u> 略 <u>8</u> 略</p> <p>略</p>	<p><u>5</u> 略 <u>6</u> 略 <u>7</u> 略</p> <p>略</p>
--	--

（鳥取県居宅サービス事業及び介護予防サービス事業に関する条例の一部改正）

第3条 鳥取県居宅サービス事業及び介護予防サービス事業に関する条例（平成24年鳥取県条例第76号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（指定居宅サービスの事業の一般原則）</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p><u>3 指定居宅サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修の実施その他必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>4 指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u></p> <p><u>5</u> 略 <u>6</u> 略</p> <p>（指定介護予防サービスの事業の一般原則）</p> <p>第6条 略</p> <p>2 略</p> <p><u>3 指定介護予防サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修の実施その他必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>4 指定介護予防サービス事業者は、指定介護予防サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情</u></p>	<p>（指定居宅サービスの事業の一般原則）</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p><u>3</u> 略 <u>4</u> 略</p> <p>（指定介護予防サービスの事業の一般原則）</p> <p>第6条 略</p> <p>2 略</p>

報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

5 略

6 指定介護予防サービス事業者は、次の基本方針に基づき、指定介護予防サービスの事業を行わなければならない。

(1)～(6) 略

(7) 施設の全部が第4条第6項第9号ア及びイに掲げる要件に該当する介護予防短期入所生活介護（以下「ユニット型介護予防短期入所生活介護」という。）は、前号に定めるもののほか、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するものでなければならない。

(8) 略

(9) 施設の全部が第4条第6項第9号ア及びイに掲げる要件に該当する介護予防短期入所療養介護（以下「ユニット型介護予防短期入所療養介護」という。）は、前号に定めるもののほか、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するものでなければならない。

(10)～(12) 略

別表（第5条、第7条関係）

1 訪問介護

区分	基準
略	
サービスの開始	1・2 略 3 サービスの提供を開始するときは、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得ること。 (1)～(6) 略 <u>(7) 虐待の防止のための措置に関する事項</u> (8) 略 (9) 略
略	
サービスの提供	1・2 略 3 <u>感染症その他の規則で定める健康被害が発生し、又はまん延しないように、衛生上及び健康</u>

3 略

4 指定介護予防サービス事業者は、次の基本方針に基づき、指定介護予防サービスの事業を行わなければならない。

(1)～(6) 略

(7) 施設の全部が第4条第4項第9号ア及びイに掲げる要件に該当する介護予防短期入所生活介護（以下「ユニット型介護予防短期入所生活介護」という。）は、前号に定めるもののほか、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するものでなければならない。

(8) 略

(9) 施設の全部が第4条第4項第9号ア及びイに掲げる要件に該当する介護予防短期入所療養介護（以下「ユニット型介護予防短期入所療養介護」という。）は、前号に定めるもののほか、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するものでなければならない。

(10)～(12) 略

別表（第5条、第7条関係）

1 訪問介護

区分	基準
略	
サービスの開始	1・2 略 3 サービスの提供を開始するときは、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得ること。 (1)～(6) 略 (7) 略 (8) 略
略	
サービスの提供	1・2 略

	<p><u>管理上必要な措置を講ずること。</u></p> <p>4 サービスの開始の項第3号(1)から(7)までに掲げる事項その他運営に関する重要事項についての規程を事業所ごとに定めること。</p> <p>5 略</p> <p>6 <u>感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対してサービスを継続的に提供し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること。また、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施すること。なお、業務継続計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。</u></p> <p>7 略</p>
略	

2 訪問入浴介護又は介護予防訪問入浴介護

区分	基準
略	
サービスの開始	<p>1・2 略</p> <p>3 サービスの提供を開始するときは、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得ること。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p><u>(8) 虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p><u>(9) 略</u></p> <p><u>(10) 略</u></p>
サービスの提供	<p>1・2 略</p> <p>3 <u>感染症その他の規則で定める健康被害が発生し、又はまん延しないように、衛生上及び健康管理上必要な措置を講ずること。</u></p>

	<p>3 サービスの開始の項第3号(1)から(6)までに掲げる事項その他運営に関する重要事項についての規程を事業所ごとに定めること。</p> <p>4 略</p>
略	

2 訪問入浴介護又は介護予防訪問入浴介護

区分	基準
略	
サービスの開始	<p>1・2 略</p> <p>3 サービスの提供を開始するときは、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得ること。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p><u>(8) 略</u></p> <p><u>(9) 略</u></p>
サービスの提供	<p>1・2 略</p>

<p><u>4</u> サービスの開始の項第3号(1)から<u>(8)</u>までに掲げる事項その他運営に関する重要事項についての規程を事業所ごとに定めること。</p> <p><u>5</u> 略</p> <p><u>6</u> <u>業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること。また、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施すること。なお、業務継続計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。</u></p> <p><u>7</u> 略</p>	<p><u>3</u> サービスの開始の項第3号(1)から<u>(7)</u>までに掲げる事項その他運営に関する重要事項についての規程を事業所ごとに定めること。</p> <p><u>4</u> 略</p> <p><u>5</u> 略</p>
略	

3 訪問看護又は介護予防訪問看護

区分	基準
略	
サービスの開始	<p>1・2 略</p> <p>3 サービスの提供を開始するときは、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得ること。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p><u>(7) 虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p><u>(8) 略</u></p> <p><u>(9) 略</u></p>

略	
サービスの提供	<p>1・2 略</p> <p><u>3 感染症その他の規則で定める健康被害が発生し、又はまん延しないように、衛生上及び健康管理上必要な措置を講ずること。</u></p> <p><u>4</u> サービスの開始の項第3号(1)から<u>(7)</u>までに掲げる事項その他運営に関する重要事項についての規程を事業所ごとに定めること。</p> <p><u>5</u> 略</p>

<p><u>3</u> サービスの開始の項第3号(1)から<u>(7)</u>までに掲げる事項その他運営に関する重要事項についての規程を事業所ごとに定めること。</p> <p><u>4</u> 略</p> <p><u>5</u> 略</p>	<p><u>3</u> サービスの開始の項第3号(1)から<u>(7)</u>までに掲げる事項その他運営に関する重要事項についての規程を事業所ごとに定めること。</p> <p><u>4</u> 略</p> <p><u>5</u> 略</p>
略	

3 訪問看護又は介護予防訪問看護

区分	基準
略	
サービスの開始	<p>1・2 略</p> <p>3 サービスの提供を開始するときは、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得ること。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p><u>(7) 略</u></p> <p><u>(8) 略</u></p>

略	
サービスの提供	<p>1・2 略</p> <p><u>3</u> サービスの開始の項第3号(1)から<u>(6)</u>までに掲げる事項その他運営に関する重要事項についての規程を事業所ごとに定めること。</p> <p><u>4</u> 略</p>

<p><u>6</u> 業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること。また、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施すること。なお、業務継続計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。</p> <p><u>7</u> 略</p>	<p><u>5</u> 略</p>												
<p>略</p>	<p>略</p>												
<p>4 訪問リハビリテーション又は介護予防訪問リハビリテーション</p>	<p>4 訪問リハビリテーション又は介護予防訪問リハビリテーション</p>												
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="236 719 392 763">区分</th> <th data-bbox="392 719 786 763">基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" data-bbox="236 763 786 808">略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="236 808 392 1301">サービスの開始</td> <td data-bbox="392 808 786 1301"> <p>1・2 略</p> <p>3 サービスの提供を開始するときは、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得ること。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p><u>(6)</u> 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p><u>(7)</u> 略</p> <p><u>(8)</u> 略</p> </td> </tr> </tbody> </table>	区分	基準	略		サービスの開始	<p>1・2 略</p> <p>3 サービスの提供を開始するときは、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得ること。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p><u>(6)</u> 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p><u>(7)</u> 略</p> <p><u>(8)</u> 略</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="834 719 991 763">区分</th> <th data-bbox="991 719 1382 763">基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" data-bbox="834 763 1382 808">略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="834 808 991 1301">サービスの開始</td> <td data-bbox="991 808 1382 1301"> <p>1・2 略</p> <p>3 サービスの提供を開始するときは、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得ること。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p><u>(6)</u> 略</p> <p><u>(7)</u> 略</p> </td> </tr> </tbody> </table>	区分	基準	略		サービスの開始	<p>1・2 略</p> <p>3 サービスの提供を開始するときは、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得ること。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p><u>(6)</u> 略</p> <p><u>(7)</u> 略</p>
区分	基準												
略													
サービスの開始	<p>1・2 略</p> <p>3 サービスの提供を開始するときは、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得ること。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p><u>(6)</u> 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p><u>(7)</u> 略</p> <p><u>(8)</u> 略</p>												
区分	基準												
略													
サービスの開始	<p>1・2 略</p> <p>3 サービスの提供を開始するときは、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得ること。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p><u>(6)</u> 略</p> <p><u>(7)</u> 略</p>												
<p>略</p>	<p>略</p>												
<table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="236 1346 392 2031">サービスの提供</td> <td data-bbox="392 1346 786 2031"> <p>1・2 略</p> <p><u>3</u> 感染症その他の規則で定める健康被害が発生し、又はまん延しないように、衛生上及び健康管理上必要な措置を講ずること。</p> <p><u>4</u> サービスの開始の項第3号(1)から(6)までに掲げる事項その他運営に関する重要事項についての規程を事業所ごとに定めること。</p> <p><u>5</u> 略</p> <p><u>6</u> 業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること。また、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及</p> </td> </tr> </tbody> </table>	サービスの提供	<p>1・2 略</p> <p><u>3</u> 感染症その他の規則で定める健康被害が発生し、又はまん延しないように、衛生上及び健康管理上必要な措置を講ずること。</p> <p><u>4</u> サービスの開始の項第3号(1)から(6)までに掲げる事項その他運営に関する重要事項についての規程を事業所ごとに定めること。</p> <p><u>5</u> 略</p> <p><u>6</u> 業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること。また、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及</p>	<table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="834 1346 991 2031">サービスの提供</td> <td data-bbox="991 1346 1382 2031"> <p>1・2 略</p> <p><u>3</u> サービスの開始の項第3号(1)から<u>(5)</u>までに掲げる事項その他運営に関する重要事項についての規程を事業所ごとに定めること。</p> <p><u>4</u> 略</p> </td> </tr> </tbody> </table>	サービスの提供	<p>1・2 略</p> <p><u>3</u> サービスの開始の項第3号(1)から<u>(5)</u>までに掲げる事項その他運営に関する重要事項についての規程を事業所ごとに定めること。</p> <p><u>4</u> 略</p>								
サービスの提供	<p>1・2 略</p> <p><u>3</u> 感染症その他の規則で定める健康被害が発生し、又はまん延しないように、衛生上及び健康管理上必要な措置を講ずること。</p> <p><u>4</u> サービスの開始の項第3号(1)から(6)までに掲げる事項その他運営に関する重要事項についての規程を事業所ごとに定めること。</p> <p><u>5</u> 略</p> <p><u>6</u> 業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること。また、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及</p>												
サービスの提供	<p>1・2 略</p> <p><u>3</u> サービスの開始の項第3号(1)から<u>(5)</u>までに掲げる事項その他運営に関する重要事項についての規程を事業所ごとに定めること。</p> <p><u>4</u> 略</p>												

	<p><u>び訓練を定期的</u>に実施すること。<u>なお、業務継続計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。</u></p> <p><u>7</u> 略</p>
略	
5 居宅療養管理指導又は介護予防居宅療養管理指導	
区分	基準
略	
サービスの開始	<p>1・2 略</p> <p>3 サービスの提供を開始するときは、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得ること。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p><u>(6) 虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p><u>(7) 略</u></p> <p><u>(8) 略</u></p>
サービスの提供	<p>1・2 略</p> <p><u>3 感染症その他の規則で定める健康被害が発生し、又はまん延しないように、衛生上及び健康管理上必要な措置を講ずること。</u></p> <p><u>4</u> サービスの開始の項第3号(1)から<u>(6)</u>までに掲げる事項その他運営に関する重要事項についての規程を事業所ごとに定めること。</p> <p><u>5</u> 略</p> <p><u>6 業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること。また、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的</u>に実施すること。<u>なお、業務継続計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。</u></p> <p><u>7</u> 略</p>
略	

	<u>5</u> 略
略	
5 居宅療養管理指導又は介護予防居宅療養管理指導	
区分	基準
略	
サービスの開始	<p>1・2 略</p> <p>3 サービスの提供を開始するときは、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得ること。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p><u>(6) 略</u></p> <p><u>(7) 略</u></p>
サービスの提供	<p>1・2 略</p> <p><u>3</u> サービスの開始の項第3号(1)から<u>(5)</u>までに掲げる事項その他運営に関する重要事項についての規程を事業所ごとに定めること。</p> <p><u>4</u> 略</p> <p><u>5</u> 略</p>
略	

6 通所介護

区分	基準
略	
サービスの開始	1・2 略 3 サービスの提供を開始するときは、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得ること。 (1)～(9) 略 <u>(10) 虐待の防止のための措置に関する事項</u> (11) 略 (12) 略
略	
サービスの提供	1～3 略 4 サービスの開始の項第3号(1)から(10)までに掲げる事項その他運営に関する重要事項についての規程を事業所ごとに定めること。 5・6 略 7 非常災害対策は、非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めるものとし、その計画を実行できるように利用者及び職員に周知し、定期的に訓練を行うこと。 <u>また、訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めること。</u> <u>8 業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること。また、従業者に対する業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施すること。なお、業務継続計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。</u> 9 略
略	

7 通所リハビリテーション又は介護予防通所リハビリテーション

6 通所介護

区分	基準
略	
サービスの開始	1・2 略 3 サービスの提供を開始するときは、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得ること。 (1)～(9) 略 (10) 略 (11) 略
略	
サービスの提供	1～3 略 4 サービスの開始の項第3号(1)から(9)までに掲げる事項その他運営に関する重要事項についての規程を事業所ごとに定めること。 5・6 略 7 非常災害対策は、非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めるものとし、その計画を実行できるように利用者及び職員に周知し、定期的に訓練を行うこと。 8 略
略	

7 通所リハビリテーション又は介護予防通所リハビリテーション

区分	基準
略	
サービスの開始	1・2 略 3 サービスの提供を開始するときは、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得ること。 (1)～(9) 略 <u>(10) 虐待の防止のための措置に関する事項</u> (11) 略 (12) 略
略	
サービスの提供	1～3 略 4 サービスの開始の項第3号(1)から <u>(10)までに掲げる事項</u> その他運営に関する重要事項についての規程を事業所ごとに定めること。 5 略 6 非常災害対策は、非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めるものとし、その計画を実行できるよう利用者及び職員に周知し、定期的に訓練を行うこと。 <u>また、訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めること。</u> 7 <u>業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること。また、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施すること。なお、業務継続計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。</u> 8 略
略	
8 短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護	
区分	基準

区分	基準
略	
サービスの開始	1・2 略 3 サービスの提供を開始するときは、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得ること。 (1)～(9) 略 (10) 略 (11) 略
略	
サービスの提供	1～3 略 4 サービスの開始の項第3号(1)から <u>(9)までに掲げる事項</u> その他運営に関する重要事項についての規程を事業所ごとに定めること。 5 略 6 非常災害対策は、非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めるものとし、その計画を実行できるよう利用者及び職員に周知し、定期的に訓練を行うこと。 7 略
略	
8 短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護	
区分	基準

略	
サービスの開始	<p>1・2 略</p> <p>3 サービスの提供を開始するときは、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得ること。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p><u>(9) 虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p><u>(10) 略</u></p> <p><u>(11) 略</u></p>
略	
サービスの提供	<p>1～3 略</p> <p>4 サービスの開始の項第3号(1)から<u>(9)</u>までに掲げる事項その他運営に関する重要事項についての規程を事業所ごとに定めること。</p> <p>5 略</p> <p>6 非常災害対策は、非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めるものとし、その計画を実行できるよう利用者及び職員に周知し、定期的に訓練を行うこと。 <u>また、訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めること。</u></p> <p>7 略</p> <p><u>8 業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること。また、従業員に対する業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施すること。なお、業務継続計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。</u></p> <p><u>9 略</u></p>
略	
9 短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護	
区分	基準

略	
サービスの開始	<p>1・2 略</p> <p>3 サービスの提供を開始するときは、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得ること。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p><u>(9) 略</u></p> <p><u>(10) 略</u></p>
略	
サービスの提供	<p>1～3 略</p> <p>4 サービスの開始の項第3号(1)から<u>(8)</u>までに掲げる事項その他運営に関する重要事項についての規程を事業所ごとに定めること。</p> <p>5 略</p> <p>6 非常災害対策は、非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めるものとし、その計画を実行できるよう利用者及び職員に周知し、定期的に訓練を行うこと。</p> <p>7 略</p> <p><u>8 略</u></p>
略	
9 短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護	
区分	基準

略	
サービスの開始	<p>1・2 略</p> <p>3 サービスの提供を開始するときは、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得ること。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p><u>(7) 虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p><u>(8) 略</u></p> <p><u>(9) 略</u></p>
略	
サービスの提供	<p>1～3 略</p> <p>4 サービスの開始の項第3号(1)から<u>(7)</u>までに掲げる事項その他運営に関する重要事項についての規程を事業所ごとに定めること。</p> <p>5 略</p> <p>6 非常災害対策は、非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めるものとし、その計画を実行できるよう利用者及び職員に周知し、定期的に訓練を行うこと。 <u>また、訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めること。</u></p> <p>7 略</p> <p><u>8 業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること。また、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施すること。なお、業務継続計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。</u></p> <p><u>9 略</u></p>
略	
10 特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護	
区分	基準

略	
サービスの開始	<p>1・2 略</p> <p>3 サービスの提供を開始するときは、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得ること。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p><u>(7) 略</u></p> <p><u>(8) 略</u></p>
略	
サービスの提供	<p>1～3 略</p> <p>4 サービスの開始の項第3号(1)から<u>(6)</u>までに掲げる事項その他運営に関する重要事項についての規程を事業所ごとに定めること。</p> <p>5 略</p> <p>6 非常災害対策は、非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めるものとし、その計画を実行できるよう利用者及び職員に周知し、定期的に訓練を行うこと。</p> <p>7 略</p> <p><u>8 略</u></p>
略	
10 特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護	
区分	基準

略	
サービスの開始	<p>1・2 略</p> <p>3 サービスの提供を開始するときは、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付して説明を行い、入居及びサービスの提供に関する契約を書面により締結すること。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p><u>(9) 虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p><u>(10) 略</u></p> <p><u>(11) 略</u></p> <p><u>(12) 略</u></p>
略	
サービスの提供	<p>1～4 略</p> <p>5 サービスの開始の項第3号(1)から(9)までに掲げる事項その他運営に関する重要事項についての規程を事業所ごとに定めること。</p> <p>6 略</p> <p>7 非常災害対策は、非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めるものとし、その計画を実行できるように利用者及び職員に周知し、定期的に訓練を行うこと。 <u>また、訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めること。</u></p> <p>8 <u>業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること。また、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施すること。なお、業務継続計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。</u></p> <p>9 略</p>
略	
11 福祉用具貸与又は介護予防福祉用具貸与	
区分	基準

略	
サービスの開始	<p>1・2 略</p> <p>3 サービスの提供を開始するときは、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付して説明を行い、入居及びサービスの提供に関する契約を書面により締結すること。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p><u>(9) 略</u></p> <p><u>(10) 略</u></p> <p><u>(11) 略</u></p>
略	
サービスの提供	<p>1～4 略</p> <p>5 サービスの開始の項第3号(1)から(8)までに掲げる事項その他運営に関する重要事項についての規程を事業所ごとに定めること。</p> <p>6 略</p> <p>7 非常災害対策は、非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めるものとし、その計画を実行できるように利用者及び職員に周知し、定期的に訓練を行うこと。</p> <p>8 略</p>
略	
11 福祉用具貸与又は介護予防福祉用具貸与	
区分	基準

略	
サービスの開始	<p>1・2 略</p> <p>3 サービスの提供を開始するときは、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得ること。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p><u>(6) 虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p><u>(7) 略</u></p> <p><u>(8) 略</u></p>

略	
サービスの提供	<p>1・2 略</p> <p><u>3 感染症その他の規則で定める健康被害が発生し、又はまん延しないように、衛生上及び健康管理上必要な措置を講ずること。</u></p> <p>4 サービスの開始の項第3号(1)から(6)までに掲げる事項その他運営に関する重要事項についての規程を事業所ごとに定めること。</p> <p>5 略</p> <p><u>6 業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること。また、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施すること。なお、業務継続計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。</u></p> <p>7 略</p>

12 特定福祉用具販売又は特定介護予防福祉用具販売

区分	基準
略	
サービスの開始	<p>1・2 略</p> <p>3 サービスの提供を開始するときは、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付し</p>

略	
サービスの開始	<p>1・2 略</p> <p>3 サービスの提供を開始するときは、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得ること。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p><u>(6) 略</u></p> <p><u>(7) 略</u></p>

略	
サービスの提供	<p>1・2 略</p> <p><u>3 サービスの開始の項第3号(1)から(5)までに掲げる事項その他運営に関する重要事項についての規程を事業所ごとに定めること。</u></p> <p><u>4 略</u></p> <p><u>5 略</u></p>

12 特定福祉用具販売又は特定介護予防福祉用具販売

区分	基準
略	
サービスの開始	<p>1・2 略</p> <p>3 サービスの提供を開始するときは、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付し</p>

	て説明を行い、利用申込者の同意を得ること。 (1)～(5) 略 <u>(6) 虐待の防止のための措置に関する事項</u> (7) 略 (8) 略		て説明を行い、利用申込者の同意を得ること。 (1)～(5) 略  (6) 略 (7) 略
略		略	
サービスの提供	1・2 略 <u>3 感染症その他の規則で定める健康被害が発生し、又はまん延しないように、衛生上及び健康管理上必要な措置を講ずること。</u> 4 サービスの開始の項第3号(1)から(6)までに掲げる事項その他運営に関する重要事項についての規程を事業所ごとに定めること。 5 略 <u>6 業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること。また、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施すること。なお、業務継続計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。</u> 7 略	サービスの提供	1・2 略  3 サービスの開始の項第3号(1)から(5)までに掲げる事項その他運営に関する重要事項についての規程を事業所ごとに定めること。 4 略  5 略
略		略	

(鳥取県介護保険施設に関する条例の一部改正)

第4条 鳥取県介護保険施設に関する条例（平成24年鳥取県条例第77号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(指定介護老人福祉施設の基本方針) 第3条 指定介護老人福祉施設の基本方針は、次のとおりとする。 (1)・(2) 略 <u>(3) 入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業員に対し、研修の実施その他必要な措置を講じなければならない。</u>	(指定介護老人福祉施設の基本方針) 第3条 指定介護老人福祉施設の基本方針は、次のとおりとする。 (1)・(2) 略

(4) 介護福祉施設サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

(5) 略  
2 略

(介護老人保健施設の基本方針)  
第5条 介護老人保健施設の基本方針は、次のとおりとする。

(1)・(2) 略

(3) 入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修の実施その他必要な措置を講じなければならない。

(4) 介護保健施設サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

(5) 略  
2 略

(介護医療院の基本方針)  
第7条 介護医療院の基本方針は、次のとおりとする。

(1)・(2) 略

(3) 入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修の実施その他必要な措置を講じなければならない。

(4) 介護医療院サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

(5) 略  
2 略

別表第1 (第4条関係)

区分	基準
略	
従業者の配置	1 次に掲げる従業者を置くこと。ただし、入所者の処遇に支障がない場合として規則で定める場合にあつては、この限りでない。 (1)～(5) 略

(3) 略  
2 略

(介護老人保健施設の基本方針)  
第5条 介護老人保健施設の基本方針は、次のとおりとする。

(1)・(2) 略

(3) 略  
2 略

(介護医療院の基本方針)  
第7条 介護医療院の基本方針は、次のとおりとする。

(1)・(2) 略

(3) 略  
2 略

別表第1 (第4条関係)

区分	基準
略	
従業者の配置	1 次に掲げる従業者を置くこと。ただし、入所者の処遇に支障がない場合として規則で定める場合にあつては、この限りでない。 (1)～(5) 略

	(6) 栄養士又は管理栄養士 (7)～(9) 略 2～4 略		(6) 栄養士 (7)～(9) 略 2～4 略
略		略	
入所	1～3 略 4 サービスの提供を開始するときは、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付して説明を行い、入所申込者の同意を得ること。 (1)～(7) 略 <u>(8) 虐待の防止のための措置に関する事項</u> (9) 略 (10) 略	入所	1～3 略 4 サービスの提供を開始するときは、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付して説明を行い、入所申込者の同意を得ること。 (1)～(7) 略  (8) 略 (9) 略
略		略	
サービスの提供	1～4 略 5 入所の項第4号(1)から(8)までに掲げる事項その他施設の運営に関する重要事項についての規程を定めること。 6 略 7 非常災害対策は、非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めるとともに、その計画を実行できるよう利用者及び職員に周知し、定期的に訓練を行うこと。 <u>また、訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めること。</u> <u>8 感染症又は非常災害の発生時において、入所者に対してサービスを継続的に提供し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること。また、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施すること。なお、業務継続計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。</u> 9 略 10 略	サービスの提供	1～4 略 5 入所の項第4号(1)から(7)までに掲げる事項その他施設の運営に関する重要事項についての規程を定めること。 6 略 7 非常災害対策は、非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めるとともに、その計画を実行できるよう利用者及び職員に周知し、定期的に訓練を行うこと。  8 略 9 略

略	
別表第2 (第6条関係)	
区分	基準
従業者の配置	1 次に掲げる従業者を置くこと。 (1)～(7) 略 (8) <u>栄養士又は管理栄養士</u> (9)～(11) 略 2～4 略
略	
入所	1～3 略 4 サービスの提供を開始するときは、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付して説明を行い、入所申込者の同意を得ること。 (1)～(6) 略 (7) <u>虐待の防止のための措置に関する事項</u> (8) 略 (9) 略
略	
サービスの提供	1～5 略 6 入所の項第4号(1)から(7)までに掲げる事項その他施設の運営に関する重要事項についての規程を定めること。 7 略 8 非常災害対策は、非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めるとともに、その計画を実行できるよう利用者及び職員に周知し、定期的に訓練を行うこと。 <u>また、訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めること。</u> 9 <u>業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること。また、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施すること。なお、業務継続計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。</u> 10 略

略	
別表第2 (第6条関係)	
区分	基準
従業者の配置	1 次に掲げる従業者を置くこと。 (1)～(7) 略 (8) 栄養士 (9)～(11) 略 2～4 略
略	
入所	1～3 略 4 サービスの提供を開始するときは、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付して説明を行い、入所申込者の同意を得ること。 (1)～(6) 略  (7) 略 (8) 略
略	
サービスの提供	1～5 略 6 入所の項第4号(1)から(6)までに掲げる事項その他運営に関する重要事項についての規程を定めること。 7 略 8 非常災害対策は、非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めるとともに、その計画を実行できるよう利用者及び職員に周知し、定期的に訓練を行うこと。  9 略

11 略
12 略
略

10 略
11 略
略

別表第3 (第8条関係)

区分	基準
従業者の配置	1 次に掲げる従業者を置くこと。 (1)～(6) 略 (7) 栄養士又は <u>管理栄養士</u> (8)～(11) 略 2～5 略
略	
入所	1～3 略 4 サービスの提供を開始するときは、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付して説明を行い、入所申込者の同意を得ること。 (1)～(6) 略 (7) <u>虐待の防止のための措置に関する事項</u> (8) 略 (9) 略
略	
サービスの提供	1～5 略 6 入所の項第4号(1)から(7)までに掲げる事項その他 <u>施設の運営</u> に関する重要事項についての規程を定めること。 7 略 8 非常災害対策は、非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めるとともに、その計画を実行できるよう利用者及び職員に周知し、定期的に訓練を行うこと。 <u>また、訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めること。</u> 9 <u>業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること。また、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施すること。なお、業務継続計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行う</u>

別表第3 (第8条関係)

区分	基準
従業者の配置	1 次に掲げる従業者を置くこと。 (1)～(6) 略 (7) 栄養士 (8)～(11) 略 2～5 略
略	
入所	1～3 略 4 サービスの提供を開始するときは、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付して説明を行い、入所申込者の同意を得ること。 (1)～(6) 略  (7) 略 (8) 略
略	
サービスの提供	1～5 略 6 入所の項第4号(1)から(6)までに掲げる事項その他 <u>運営</u> に関する重要事項についての規程を定めること。 7 略 8 非常災害対策は、非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めるとともに、その計画を実行できるよう利用者及び職員に周知し、定期的に訓練を行うこと。

<p style="text-align: center;"><u>こと。</u></p> <p><u>10</u> 略</p> <p><u>11</u> 略</p> <p><u>12</u> 略</p> <p>略</p>	<p><u>9</u> 略</p> <p><u>10</u> 略</p> <p><u>11</u> 略</p> <p>略</p>
---	--

(鳥取県指定介護療養型医療施設に関する条例の一部改正)

第5条 鳥取県指定介護療養型医療施設に関する条例(平成24年鳥取県条例第78号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																		
<p>(基本方針)</p> <p>第3条 指定介護療養型医療施設の基本方針は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(4) 入院患者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修の実施その他必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>(5) 介護療養施設サービスを提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u></p> <p><u>(6) 略</u></p> <p>2 略</p> <p>別表(第4条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">従業者の配置</td> <td>1 次に掲げる従業者を置くこと。 (1)～(3) 略  (4) 略 (5) 略 (6) 略 (7) 略 (8) <u>栄養士又は管理栄養士(病院に限る。)</u> (9)・(10) 略</td> </tr> <tr> <td>2～4 略</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>入院及び退院</td> <td>1～3 略 4 サービスの提供を開始するときは、あらかじめ、患者又はそ</td> </tr> </tbody> </table>	区分	基準	従業者の配置	1 次に掲げる従業者を置くこと。 (1)～(3) 略  (4) 略 (5) 略 (6) 略 (7) 略 (8) <u>栄養士又は管理栄養士(病院に限る。)</u> (9)・(10) 略	2～4 略	略		入院及び退院	1～3 略 4 サービスの提供を開始するときは、あらかじめ、患者又はそ	<p>(基本方針)</p> <p>第3条 指定介護療養型医療施設の基本方針は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(4) 略</u></p> <p>2 略</p> <p>別表(第4条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">従業者の配置</td> <td>1 次に掲げる従業者を置くこと。 (1)～(3) 略 (4) <u>栄養士(病院に限る。)</u> (5) 略 (6) 略 (7) 略 (8) 略  (9)・(10) 略</td> </tr> <tr> <td>2～4 略</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>入院及び退院</td> <td>1～3 略 4 サービスの提供を開始するときは、あらかじめ、患者又はそ</td> </tr> </tbody> </table>	区分	基準	従業者の配置	1 次に掲げる従業者を置くこと。 (1)～(3) 略 (4) <u>栄養士(病院に限る。)</u> (5) 略 (6) 略 (7) 略 (8) 略  (9)・(10) 略	2～4 略	略		入院及び退院	1～3 略 4 サービスの提供を開始するときは、あらかじめ、患者又はそ
区分	基準																		
従業者の配置	1 次に掲げる従業者を置くこと。 (1)～(3) 略  (4) 略 (5) 略 (6) 略 (7) 略 (8) <u>栄養士又は管理栄養士(病院に限る。)</u> (9)・(10) 略																		
	2～4 略																		
略																			
入院及び退院	1～3 略 4 サービスの提供を開始するときは、あらかじめ、患者又はそ																		
区分	基準																		
従業者の配置	1 次に掲げる従業者を置くこと。 (1)～(3) 略 (4) <u>栄養士(病院に限る。)</u> (5) 略 (6) 略 (7) 略 (8) 略  (9)・(10) 略																		
	2～4 略																		
略																			
入院及び退院	1～3 略 4 サービスの提供を開始するときは、あらかじめ、患者又はそ																		

	<p>の家族に対し、<u>虐待の防止のための措置に関する事項を記載した書面を交付して説明を行うよう努めるとともに、次に掲げる事項を記載した書面を交付して説明を行い、患者の同意を得ること。</u></p> <p>(1)～(8) 略</p>		<p>の家族に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付して説明を行い、患者の同意を得ること。</p> <p>(1)～(8) 略</p>
略		略	
サービスの提供	<p>1～5 略</p> <p>6 入院及び退院の項第4号(1)から(6)までに掲げる事項その他施設の運営に関する重要事項についての規程を定めるとともに、<u>虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めること。</u></p> <p>7 略</p> <p>8 非常災害対策は、非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めるものとし、その計画を実行できるよう利用者及び従業者に周知し、定期的に訓練を行うこと。また、訓練の実施に当たっては、<u>地域住民の参加が得られるよう連携に努めること。</u></p> <p>9 <u>感染症又は非常災害の発生時において、入院患者に対してサービスを継続的に提供し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めること。</u>また、従業者に対し、<u>業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めること。</u>なお、<u>業務継続計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うよう努めること。</u></p> <p>10 略</p> <p>11 略</p> <p>12 略</p>	サービスの提供	<p>1～5 略</p> <p>6 入院及び退院の項第4号(1)から(6)までに掲げる事項その他施設の運営に関する重要事項についての規程を定めること。</p> <p>7 略</p> <p>8 非常災害対策は、非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めるものとし、その計画を実行できるよう利用者及び従業者に周知し、定期的に訓練を行うこと。</p> <p>9 略</p> <p>10 略</p> <p>11 略</p>

略	略
---	---

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(鳥取県軽費老人ホームに関する条例の一部改正に伴う経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和6年3月31日までの間、第1条の規定による改正後の鳥取県軽費老人ホームに関する条例別表入所及び退所の項第1号の規定の適用については、同号中「次に掲げる事項」とあるのは「虐待の防止のための措置に関する事項を記載した書面を交付して説明を行うよう努めるとともに、次に掲げる事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とし、同表サービスの提供の項第4号の規定の適用については、同号中「(1)から(7)まで」とあるのは「(1)から(6)まで」と、「定めること」とあるのは「定めるとともに、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めるよう努めること」とし、同項第8号の規定の適用については、同号中「講ずること」とあるのは「講ずるよう努めること」と、「実施すること」とあるのは「実施するよう努めること」と、「行うこと」とあるのは「行うよう努めること」とする。

(鳥取県養護老人ホーム及び特別養護老人ホームに関する条例の一部改正に伴う経過措置)

3 施行日から令和6年3月31日までの間、第2条の規定による改正後の鳥取県養護老人ホーム及び特別養護老人ホームに関する条例（以下この項において「新条例」という。）別表サービスの提供の項第3号の規定の適用については、同号中「次に掲げる事項」とあるのは「次に掲げる事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」と、「定めること」とあるのは「定めるとともに、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めること」とし、新条例別表サービスの提供の項第5号の規定の適用については、同号中「講ずること」とあるのは「講ずるよう努めること」と、「実施すること」とあるのは「実施するよう努めること」と、「行うこと」とあるのは「行うよう努めること」とする。

(鳥取県居宅サービス事業及び介護予防サービス事業に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

4 施行日から令和6年3月31日までの間、第3条の規定による改正後の鳥取県居宅サービス事業及び介護予防サービス事業に関する条例（以下この項において「新条例」という。）別表の1の表サービスの開始の項第3号、2の表サービスの開始の項第3号、3の表サービスの開始の項第3号、4の表サービスの開始の項第3号、5の表サービスの開始の項第3号、6の表サービスの開始の項第3号、7の表サービスの開始の項第3号、8の表サービスの開始の項第3号、9の表サービスの開始の項第3号、10の表サービスの開始の項第3号、11の表サービスの開始の項第3号及び12の表サービスの開始の項第3号の規定の適用については、これらの規定中「次に掲げる事項」とあるのは「虐待の防止のための措置に関する事項を記載した書面を交付して説明を行うよう努めるとともに、次に掲げる事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とし、新条例別表の1の表サービスの提供の項第4号、2の表サービスの提供の項第4号、3の表サービスの提供の項第4号、4の表サービスの提供の項第4号、5の表サービスの提供の項第4号、6の表サービスの提供の項第4号、7の表サービスの提供の項第4号、8の表サービスの提供の項第4号、9の表サービスの提供の項第4号、10の表サービスの提供の項第5号、11の表サービスの提供の項第3号及び12の表サービスの提供の項第3号の規定の適用については、これらの規定中「までに掲げる事項」とあるのは「までに掲げる事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」と、「定めること」とあるのは「定めるとともに、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めること」とし、新条例別表の1の表サービスの提供の項第6号、2の表サービスの提供の項第6号、3の表サービスの提供の項第6号、4の表サービスの提供の項第6号、5の表サービスの提供の項第6号、6の表サービスの提供の項第8号、7の表サービスの提供の項第7号、8の表サービスの提供の項第8号、9の表サービスの提供の項第8号、10の表サービスの提供の項第8号、11の表サービスの提供の項第6号及び12の表サービスの提供の項第6号の規定の適用については、これらの規定中「講ずること」とあるのは「講ずるよう努めること」と、「実施すること」とあるのは「実施するよう努めること」と、「行うこと」とあるのは「行うよう努めること」とする。

(鳥取県介護保険施設に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 5 施行日から令和6年3月31日までの間、第4条の規定による改正後の鳥取県介護保険施設に関する条例(以下この項において「新条例」という。)別表第1入所の項第4号、新条例別表第2入所の項第4号及び新条例別表第3入所の項第4号の規定の適用については、これらの規定中「次に掲げる事項」とあるのは「虐待の防止のための措置に関する事項を記載した書面を交付して説明を行うよう努めるとともに、次に掲げる事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。)」とし、新条例別表第1サービスの提供の項第5号、新条例別表第2サービスの提供の項第6号及び新条例別表第3サービスの提供の項第6号の規定の適用については、これらの規定中「定めること」とあるのは「定めるとともに、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めること」とし、新条例別表第1サービスの提供の項第5号中「(1)から(8)まで」とあるのは「(1)から(7)まで」とし、新条例別表第2サービスの提供の項第6号及び別表第3サービスの提供の項第6号中「(1)から(7)まで」とあるのは「(1)から(6)まで」とし、新条例別表第1サービスの提供の項第8号、別表第2サービスの提供の項第9号及び別表第3サービスの提供の項第9号の規定の適用については、これらの規定中「講ずること」とあるのは「講ずるよう努めること」と、「実施すること」とあるのは「実施するよう努めること」と、「行うこと」とあるのは「行うよう努めること」とする。

鳥取県児童福祉施設に関する条例及び鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第17号

鳥取県児童福祉施設に関する条例及び鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例の一部を改正する条例

(鳥取県児童福祉施設に関する条例の一部改正)

第1条 鳥取県児童福祉施設に関する条例(平成24年鳥取県条例第79号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表第7(第13条関係)		別表第7(第13条関係)	
1 福祉型障害児入所施設		1 福祉型障害児入所施設	
項目	基準	項目	基準
略		略	
サー ビス の 提 供	1 略 2 感染症その他の規則で定める健康被害が発生し、又はまん延しないように、衛生上及び健康管理上必要な措置を講ずること。 3 略 4 非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めるとともに、その計画を実行できるよう入所者及び職員に周知し、定期的に訓練を行うこと。また、訓練の実施に当たっては、 <u>地域住民の参加が得られるよう連携に努めること。</u> 5 <u>感染症又は非常災害の発生時において、入所者に対してサービスを継続的に提供し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること。また、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施すること。なお、業務継続計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。</u> 6 略	サー ビス の 提 供	1 略 2 感染症その他の規則で定める健康被害の発生を防止するために衛生上及び健康管理上必要な措置を講ずること。 3 略 4 非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めるとともに、その計画を実行できるよう入所者及び職員に周知し、定期的に訓練を行うこと。 5 略
略		略	

<p>2 略</p> <p>別表第8（第14条関係）</p> <p>1 福祉型児童発達支援センター</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">項目</th> <th style="width: 85%;">基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">職員の配置</td> <td>                     1・2 略                      3 <u>日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、<sup>かくたん</sup>喀痰吸引等の医療行為をいう。以下同じ。）を恒常的に受けることが不可欠な障害児に医療的ケアを行う場合又は主として重症心身障害児が通う場合</u>には、第1号に掲げる職員のほか、看護職員を置くこと。ただし、利用者の処遇に支障がない場合として規則で定める場合にあつては、この限りでない。                      4・5 略                 </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">サービスの提供</td> <td>別表第7の1の表サービスの提供の項に掲げる基準を満たすこと。</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 医療型児童発達支援センター</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">項目</th> <th style="width: 85%;">基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">サービスの提供</td> <td>別表第7の1の表サービスの提供の項に掲げる基準を満たすこと。</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	項目	基準	職員の配置	1・2 略 3 <u>日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、<sup>かくたん</sup>喀痰吸引等の医療行為をいう。以下同じ。）を恒常的に受けることが不可欠な障害児に医療的ケアを行う場合又は主として重症心身障害児が通う場合</u> には、第1号に掲げる職員のほか、看護職員を置くこと。ただし、利用者の処遇に支障がない場合として規則で定める場合にあつては、この限りでない。 4・5 略	略		サービスの提供	別表第7の1の表サービスの提供の項に掲げる基準を満たすこと。	略		項目	基準	略		サービスの提供	別表第7の1の表サービスの提供の項に掲げる基準を満たすこと。	略		<p>2 略</p> <p>別表第8（第14条関係）</p> <p>1 福祉型児童発達支援センター</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">項目</th> <th style="width: 85%;">基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">職員の配置</td> <td>                     1・2 略                      3 主として重症心身障害児が通う<u>施設</u>には、第1号に掲げる職員のほか、看護職員を置くこと。ただし、利用者の処遇に支障がない場合として規則で定める場合にあつては、この限りでない。                      4・5 略                 </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">サービスの提供</td> <td>別表第1サービスの提供の項に掲げる基準を満たすこと。</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 医療型児童発達支援センター</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">項目</th> <th style="width: 85%;">基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">サービスの提供</td> <td>別表第1サービスの提供の項に掲げる基準を満たすこと。</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	項目	基準	職員の配置	1・2 略 3 主として重症心身障害児が通う <u>施設</u> には、第1号に掲げる職員のほか、看護職員を置くこと。ただし、利用者の処遇に支障がない場合として規則で定める場合にあつては、この限りでない。 4・5 略	略		サービスの提供	別表第1サービスの提供の項に掲げる基準を満たすこと。	略		項目	基準	略		サービスの提供	別表第1サービスの提供の項に掲げる基準を満たすこと。	略	
項目	基準																																				
職員の配置	1・2 略 3 <u>日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、<sup>かくたん</sup>喀痰吸引等の医療行為をいう。以下同じ。）を恒常的に受けることが不可欠な障害児に医療的ケアを行う場合又は主として重症心身障害児が通う場合</u> には、第1号に掲げる職員のほか、看護職員を置くこと。ただし、利用者の処遇に支障がない場合として規則で定める場合にあつては、この限りでない。 4・5 略																																				
略																																					
サービスの提供	別表第7の1の表サービスの提供の項に掲げる基準を満たすこと。																																				
略																																					
項目	基準																																				
略																																					
サービスの提供	別表第7の1の表サービスの提供の項に掲げる基準を満たすこと。																																				
略																																					
項目	基準																																				
職員の配置	1・2 略 3 主として重症心身障害児が通う <u>施設</u> には、第1号に掲げる職員のほか、看護職員を置くこと。ただし、利用者の処遇に支障がない場合として規則で定める場合にあつては、この限りでない。 4・5 略																																				
略																																					
サービスの提供	別表第1サービスの提供の項に掲げる基準を満たすこと。																																				
略																																					
項目	基準																																				
略																																					
サービスの提供	別表第1サービスの提供の項に掲げる基準を満たすこと。																																				
略																																					

（鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例の一部改正）

第2条 鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例（平成24年鳥取県条例第81号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第1（第6条関係） 1 児童発達支援		別表第1（第6条関係） 1 児童発達支援	
区分	基準	区分	基準
従業者の配置	1 児童発達支援センターであるものを除き、従業者は、次のとおりとする。	従業者の配置	1 児童発達支援センターであるものを除き、従業者は、次のとおりとする。

	<p>(1) 次に掲げる従業者を置くこと。 ア 略 イ <u>児童指導員又は保育士</u></p> <p>ウ・エ 略</p> <p>(2) <u>日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、<sup>かくたん</sup>喀痰吸引等の医療行為をいう。以下同じ。）を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合又は主として重症心身障害児が通う場合は、（1）に掲げる従業者のほか、看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）を置くこと。ただし、利用者の支援に支障がない場合として規則で定める場合にあつては、この限りでない。</u></p> <p>(3) <u>児童指導員又は保育士</u>のうち1人以上は、常勤であること。</p> <p>(4) 略</p> <p>2 児童発達支援センターの従業者は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合又は主として重症心身障害児が通う場合は、（1）に掲げる従業者のほか、看護職員を置くこと。ただし、利用者の支援に支障がない場合として規則で定める場合にあつては、この限りでない。</u></p> <p>(4) 略</p> <p>3～6 略</p>		<p>(1) 次に掲げる従業者を置くこと。 ア 略 イ <u>児童指導員、保育士又は障害福祉サービス事業に従事した経験を有する者であつて規則で定めるもの（以下「障害福祉サービス経験者」という。）</u></p> <p>ウ・エ 略</p> <p>(2) 主として重症心身障害児が通う場合は、（1）に掲げる従業者のほか、看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）を置くこと。</p> <p>(3) <u>児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者</u>のうち1人以上は、常勤であること。</p> <p>(4) 略</p> <p>2 児童発達支援センターの従業者は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 主として重症心身障害児が通う場合は、（1）に掲げる従業者のほか、看護職員を置くこと。</p> <p>(4) 略</p> <p>3～6 略</p>
略			略
サ ー ビ ス	1～5 略 6 感染症その他の規則で定める健康		サ ー ビ ス 1～5 略 6 感染症その他の規則で定める健康

の 提 供	<p>被害が発生し、又はまん延しないよ うに、衛生上及び健康管理上必要な 措置を講ずること。</p> <p>7・8 略</p> <p>9 非常災害時の情報の収集、連絡体 制、避難等に関する具体的な計画を 定めるとともに、その計画を実行で きるよう利用者又はその保護者及び 従業者に周知し、定期的に訓練を行 うこと。また、訓練の実施に当たっ ては、地域住民の参加が得られるよ う連携に努めること。</p> <p>10 感染症又は非常災害の発生時にお いて、利用者に対してサービスを継 続的に提供し、及び非常時の体制で 早期の業務再開を図るための計画 (以下「業務継続計画」という。)を 策定し、当該業務継続計画に従い必 要な措置を講ずること。また、従業 者に対し、業務継続計画について周 知するとともに、必要な研修及び訓 練を定期的実施すること。なお、 業務継続計画は定期的に見直しを行 い、必要に応じて変更を行うこと。</p> <p>11 略</p>
略	

2 医療型児童発達支援

区分	基準
略	
サ ー ビ ス の 提 供	<p>1～4 略</p> <p>5 感染症その他の規則で定める健康 被害が発生し、又はまん延しないよ うに、衛生上及び健康管理上必要な 措置を講ずること。</p> <p>6・7 略</p> <p>8 非常災害時の情報の収集、連絡体 制、避難等に関する具体的な計画を 定めるとともに、その計画を実行で きるよう利用者又はその保護者及び 従業者に周知し、定期的に訓練を行 うこと。また、訓練の実施に当たっ ては、地域住民の参加が得られるよ う連携に努めること。</p> <p>9 業務継続計画を策定し、当該業務 継続計画に従い必要な措置を講ずる</p>

の 提 供	<p>被害の発生を防止するために衛生上 及び健康管理上必要な措置を講ずる こと。</p> <p>7・8 略</p> <p>9 非常災害時の情報の収集、連絡体 制、避難等に関する具体的な計画を 定めるとともに、その計画を実行で きるよう利用者又はその保護者及び 従業者に周知し、定期的に訓練を行 うこと。</p> <p>10 略</p>
略	

2 医療型児童発達支援

区分	基準
略	
サ ー ビ ス の 提 供	<p>1～4 略</p> <p>5 感染症その他の規則で定める健康 被害の発生を防止するために衛生上 及び健康管理上必要な措置を講ずる こと。</p> <p>6・7 略</p> <p>8 非常災害時の情報の収集、連絡体 制、避難等に関する具体的な計画を 定めるとともに、その計画を実行で きるよう利用者又はその保護者及び 従業者に周知し、定期的に訓練を行 うこと。</p>

こと。また、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施すること。なお、業務継続計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。

10 略

略

3 放課後等デイサービス

区分	基準
従業者の配置	1 次に掲げる従業者を置くこと。 (1) 略 (2) <u>児童指導員又は保育士</u>  (3)・(4) 略 2 <u>日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合又は主として重症心身障害児が通う場合は、前号に掲げる従業者のほか、看護職員を置くこと。ただし、利用者の支援に支障がない場合として規則で定める場合にあつては、この限りでない。</u> 3 略 4 <u>児童指導員又は保育士のうち1人以上は、常勤であること。</u>  5～8 略

略

サービスの提供	1～4 略 5 <u>感染症その他の規則で定める健康被害が発生し、又はまん延しないように、衛生上及び健康管理上必要な措置を講ずること。</u> 6・7 略 8 <u>非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めるとともに、その計画を実行できるよう利用者又はその保護者及び従業者に周知し、定期的に訓練を行うこと。また、訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めること。</u> 9 <u>業務継続計画を策定し、当該業務</u>
---------	---

9 略

略

3 放課後等デイサービス

区分	基準
従業者の配置	1 次に掲げる従業者を置くこと。 (1) 略 (2) <u>児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者</u> (3)・(4) 略 2 主として重症心身障害児が通う場合は、前号に掲げる従業者のほか、看護職員を置くこと。  3 略 4 <u>児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者のうち1人以上は、常勤であること。</u>  5～8 略

略

サービスの提供	1～4 略 5 <u>感染症その他の規則で定める健康被害の発生を防止するために衛生上及び健康管理上必要な措置を講ずること。</u> 6・7 略 8 <u>非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めるとともに、その計画を実行できるよう利用者又はその保護者及び従業者に周知し、定期的に訓練を行うこと。</u>
---------	---

	<p><u>継続計画に従い必要な措置を講ずること。また、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施すること。なお、業務継続計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。</u></p>
	10 略
略	

4 居宅訪問型児童発達支援

区分	基準
略	
サー ビス の 提 供	<p>1～4 略</p> <p>5 感染症その他の規則で定める健康被害が<u>発生し、又はまん延しないように、衛生上及び健康管理上必要な措置を講ずること。</u></p> <p>6・7 略</p> <p>8 <u>業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること。また、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施すること。なお、業務継続計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。</u></p>
	9 略
略	

5 保育所等訪問支援

区分	基準
略	
サー ビス の 提 供	<p>1～3 略</p> <p>4 感染症その他の規則で定める健康被害が<u>発生し、又はまん延しないように、衛生上及び健康管理上必要な措置を講ずること。</u></p> <p>5・6 略</p> <p>7 <u>業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること。また、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施すること。なお、業務継続計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。</u></p>

	9 略
略	

4 居宅訪問型児童発達支援

区分	基準
略	
サー ビス の 提 供	<p>1～4 略</p> <p>5 感染症その他の規則で定める健康被害の<u>発生を防止するために衛生上及び健康管理上必要な措置を講ずること。</u></p> <p>6・7 略</p>
	8 略
略	

5 保育所等訪問支援

区分	基準
略	
サー ビス の 提 供	<p>1～3 略</p> <p>4 感染症その他の規則で定める健康被害の<u>発生を防止するために衛生上及び健康管理上必要な措置を講ずること。</u></p> <p>5・6 略</p>

8 略
略

別表第2（第7条関係）

1 福祉型障害児入所施設

区分	基準
略	
サ ー ビ ス の 提 供	1～4 略 5 感染症その他の規則で定める健康被害が <u>発生し、又はまん延しないように、衛生上及び健康管理上必要な措置を講ずること。</u> 6・7 略 8 非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めるとともに、その計画を実行できるように入所者又はその保護者及び従業者に周知し、定期的に訓練を行うこと。 <u>また、訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めること。</u> 9 <u>業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること。また、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施すること。なお、業務継続計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。</u> 10 略
略	

2 医療型障害児入所施設

区分	基準
略	
サ ー ビ ス の 提 供	1～3 略 4 感染症その他の規則で定める健康被害が <u>発生し、又はまん延しないように、衛生上及び健康管理上必要な措置を講ずること。</u> 5・6 略 7 非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めるとともに、その計画を実行できるように入所者又はその保護者及び

7 略
略

別表第2（第7条関係）

1 福祉型障害児入所施設

区分	基準
略	
サ ー ビ ス の 提 供	1～4 略 5 感染症その他の規則で定める健康被害の <u>発生を防止するために衛生上及び健康管理上必要な措置を講ずること。</u> 6・7 略 8 非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めるとともに、その計画を実行できるように入所者又はその保護者及び従業者に周知し、定期的に訓練を行うこと。 9 略
略	

2 医療型障害児入所施設

区分	基準
略	
サ ー ビ ス の 提 供	1～3 略 4 感染症その他の規則で定める健康被害の <u>発生を防止するために衛生上及び健康管理上必要な措置を講ずること。</u> 5・6 略 7 非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めるとともに、その計画を実行できるように入所者又はその保護者及び

<p>従業者に周知し、定期的に訓練を行うこと。<u>また、訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めること。</u></p> <p><u>8 業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること。また、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施すること。なお、業務継続計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。</u></p> <p><u>9 略</u></p>	<p>従業者に周知し、定期的に訓練を行うこと。</p> <p><u>8 略</u></p>
<p>略</p>	<p>略</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。  
(鳥取県児童福祉施設に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和6年3月31日までの間、第1条の規定による改正後の鳥取県児童福祉施設に関する条例別表第7の1の表サービスの提供の項第5号の規定の適用については、同号中「講ずること」とあるのは「講ずるよう努めること」と、「実施すること」とあるのは「実施するよう努めること」と、「行うこと」とあるのは「行うよう努めること」とする。  
(鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 3 施行日から令和6年3月31日までの間、第2条の規定による改正後の鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例（以下「新条例」という。）別表第1の1の表サービスの提供の項第10号、2の表サービスの提供の項第9号、3の表サービスの提供の項第9号、4の表サービスの提供の項第8号及び5の表サービスの提供の項第7号並びに別表第2の1の表サービスの提供の項第9号及び2の表サービスの提供の項第8号の規定の適用については、これらの規定中「講ずること」とあるのは「講ずるよう努めること」と、「実施すること」とあるのは「実施するよう努めること」と、「行うこと」とあるのは「行うよう努めること」とする。
- 4 この条例の施行の際現に指定を受けている指定児童発達支援事業者については、新条例別表第1の1の表従業者の配置の項第1号(1)イ及び(3)の規定にかかわらず、令和5年3月31日までの間は、なお従前の例による。
- 5 この条例の施行の際現に指定を受けている指定放課後等デイサービス事業者については、新条例別表第1の3の表従業者の配置の項第1号(2)及び第4号の規定にかかわらず、令和5年3月31日までの間は、なお従前の例による。